

(独)都市再生機構における財政投融资の活用

独立行政法人都市再生機構は、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善、賃貸住宅の供給の支援を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じて都市の再生を図り、都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

機構の行う事業のうち、市街地整備改善事業については、複雑な権利関係の調整等を伴い、事業化から資金回収まで長期間を要する大規模事業である場合が多く、また、賃貸住宅事業については、居住環境水準の向上やバリアフリー化のための建替事業やリニューアル事業、高齢者向け優良賃貸住宅の整備等を通じて、良質な賃貸住宅を適正な家賃で供給することとしています。このほか、震災復興事業については、東日本大震災により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において地方公共団体の要請に基づき当該賃貸住宅の建設及び譲渡を行うこととしています。

これらの事業を実施するに当たっては、比較的短期の民間借入では対応が困難であり、長期・低利での資金調達を可能とする財政融資資金からの借入れは、機構の政策目的を実現する上で、有効な資金調達手段となっています。

事業スキーム

